

# 住民投票制度について

苫小牧市総合政策部  
政策推進室市民自治推進課  
平成26年2月

# 住民投票とは

「投票」という手段により

市民の意思を直接確認する仕組み



法律に基づく住民投票制度 国

条例に基づく住民投票制度 自治体



# 住民投票制度(国)

法律に基づく住民投票制度 国

投票の結果が地方公共団体の団体意思、議会  
又は長その他の執行機関の行動を拘束する。

拘束型

(例)

- 議会の解散又は議員・長の解職の投票
- 日本国憲法の改正に係る国民投票 など

# 住民投票制度（自治体）

条例に基づく住民投票制度 自治体

苦小牧市が  
想定する条例

議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で住民の多数意見を知る。

諮問型

※ 拘束型住民投票は、条例で制定できない。

（例）

- 住民投票条例による住民投票

# 住民投票条例の分類

- 個別設置型住民投票条例

事案に応じて、その都度、条例を制定

– 議会で条例が否決される事例が多い。

(例) 苫小牧市における〇〇〇〇建設について  
賛否を問う住民投票に関する条例

- 常設型住民投票条例 **メリット大**

あらかじめ条例を制定し、手続を制度化

– 手続要件を満たした場合、住民投票が実施

(例) 苫小牧市住民投票条例

苫小牧市が  
想定する条例

# 住民投票実施のための条例制定

住民投票条例の可決で、住民投票の実施が可能だが

	条例可決	条例否決	計	可決割合
直接請求	7	91	98	7.14%
議員提案	8	10	18	44.44%
首長提案	6	3	9	66.67%
計	21	104	125	16.80%

今井一 著 『住民投票—観客主義を超えて—』2000年、岩波新書  
「表 住民投票の実施を求める主な動き」中の125件  
(昭和54年～平成12年)について、苫小牧市で集計したもの

# 直接請求による条例制定状況

条例の制定又は改廃の直接請求に関する調  
(平成21年度～平成23年度)

	議員等の 定数	住民投票	教育、環境 その他	計 (うち可決)
都道府県		1		1 (0)
市町村	19	27	24	70 (5)

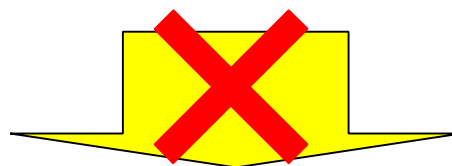
地方自治月報第56号(総務省ホームページ)より

# 住民投票が想定される場合 1

市民の意思が市政運営に反映されていない



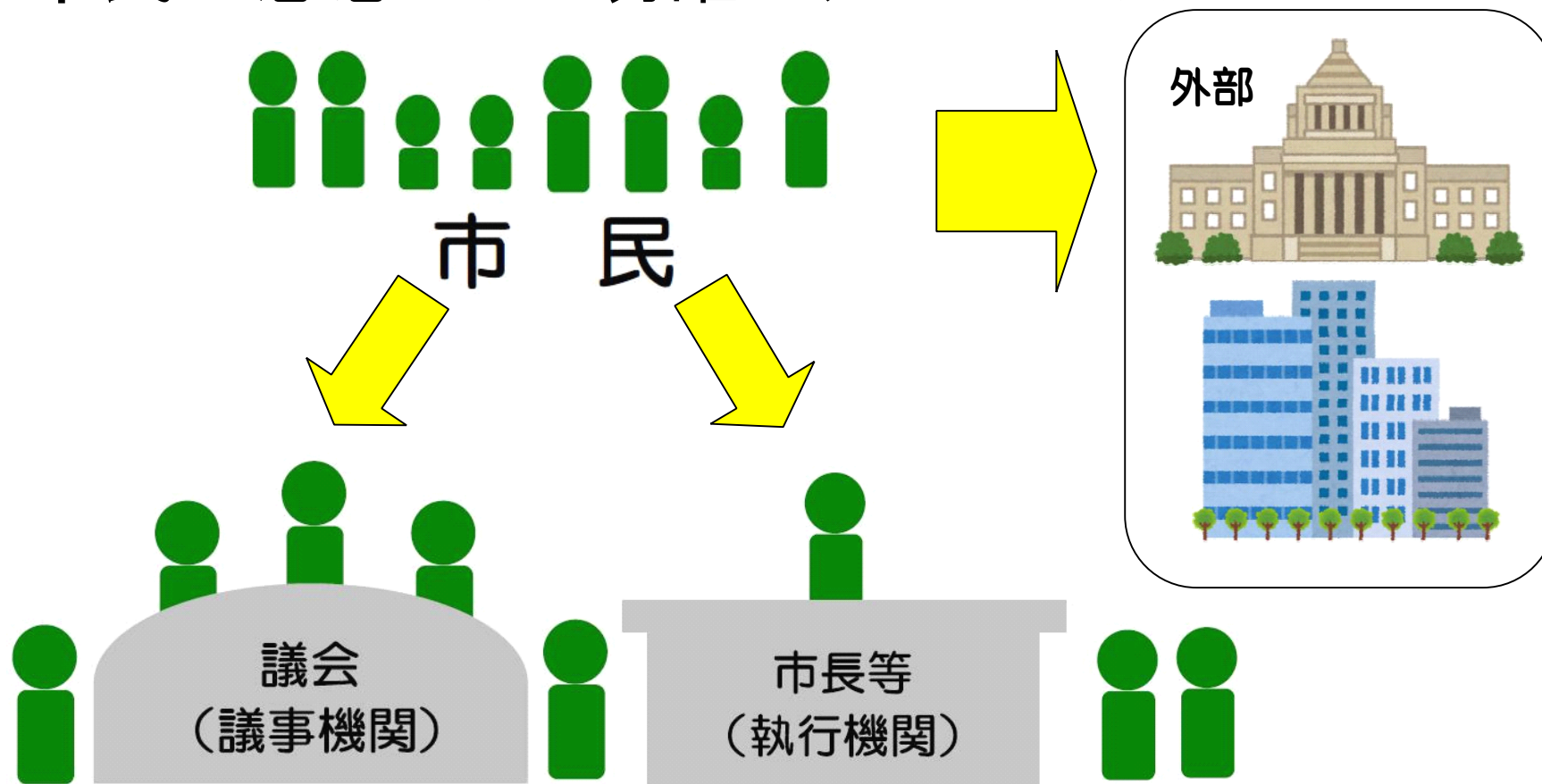
市民





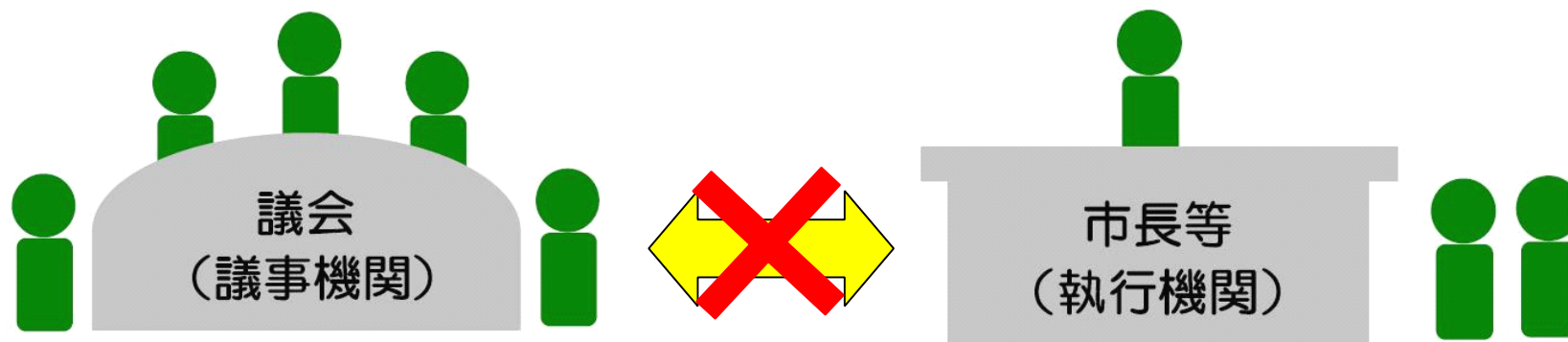
## 住民投票が想定される場合 2

市民の意思として明確にアピールしたい



# 住民投票が想定される場合 3

議会と市長等との意見が対立している



# 条例に基づく住民投票の実施事例

## 全国状況

条例に基づく住民投票の実施事例 22件  
(市町村合併を対象とした事案を除く。)

- 産業廃棄物処理施設建設 6件(岐阜県御嵩町ほか)
- 原子力発電所建設 3件(新潟県巻町ほか)
- 米軍基地関連 3件(沖縄県名護市ほか)
- 公の施設、庁舎の建設 3件(鳥取県鳥取市ほか)
- その他
  - (採石場計画、可動堰建設計画、議員定数、地区整備事業、都市計画道路建設計画、牧場誘致計画、新駅建設 各1件)

# 住民投票等の状況(市町村合併)

## 北海道内の状況(市町村合併)

北海道総合政策部地域主権局調べ ※ 平成17年3月22日現在

- 市町村合併に係る住民投票条例制定の直接請求  
(地方自治法第74条)  
26団体に直接請求あり(うち条例可決 8団体)
- 市町村合併に係る住民投票条例の制定団体  
25団体  
(直接請求 8団体・議員提案 4団体・首長提案等13団体)

# 常設型住民投票条例制定状況

## 全国の制定状況(53団体)

鳥取県、川崎市、広島市、大阪府豊中市、埼玉県川口市、  
神奈川県厚木市、神奈川県大和市、新潟県上越市、  
大阪府岸和田市 外44団体

※ 住民基本台帳人口10万人以上で制定している団体 19団体

※ 53団体中山口県山陽小野田市が住民投票を実施(議員定数関係)

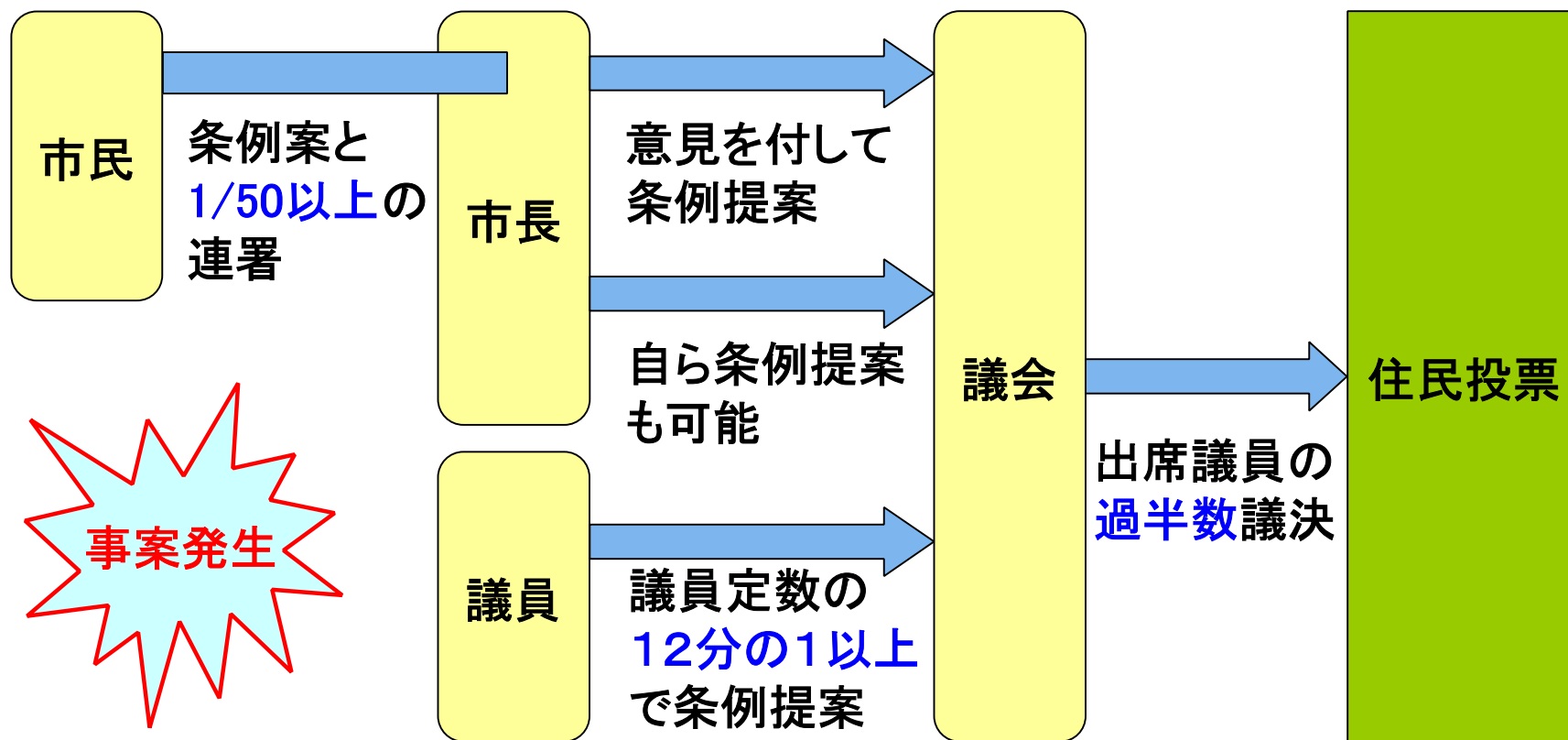
## 北海道内の制定状況(上記53団体中 6団体)

稚内市、芦別市、北広島市、増毛町、美幌町、遠軽町

※ 平成26年2月12日現在(苫小牧市調)

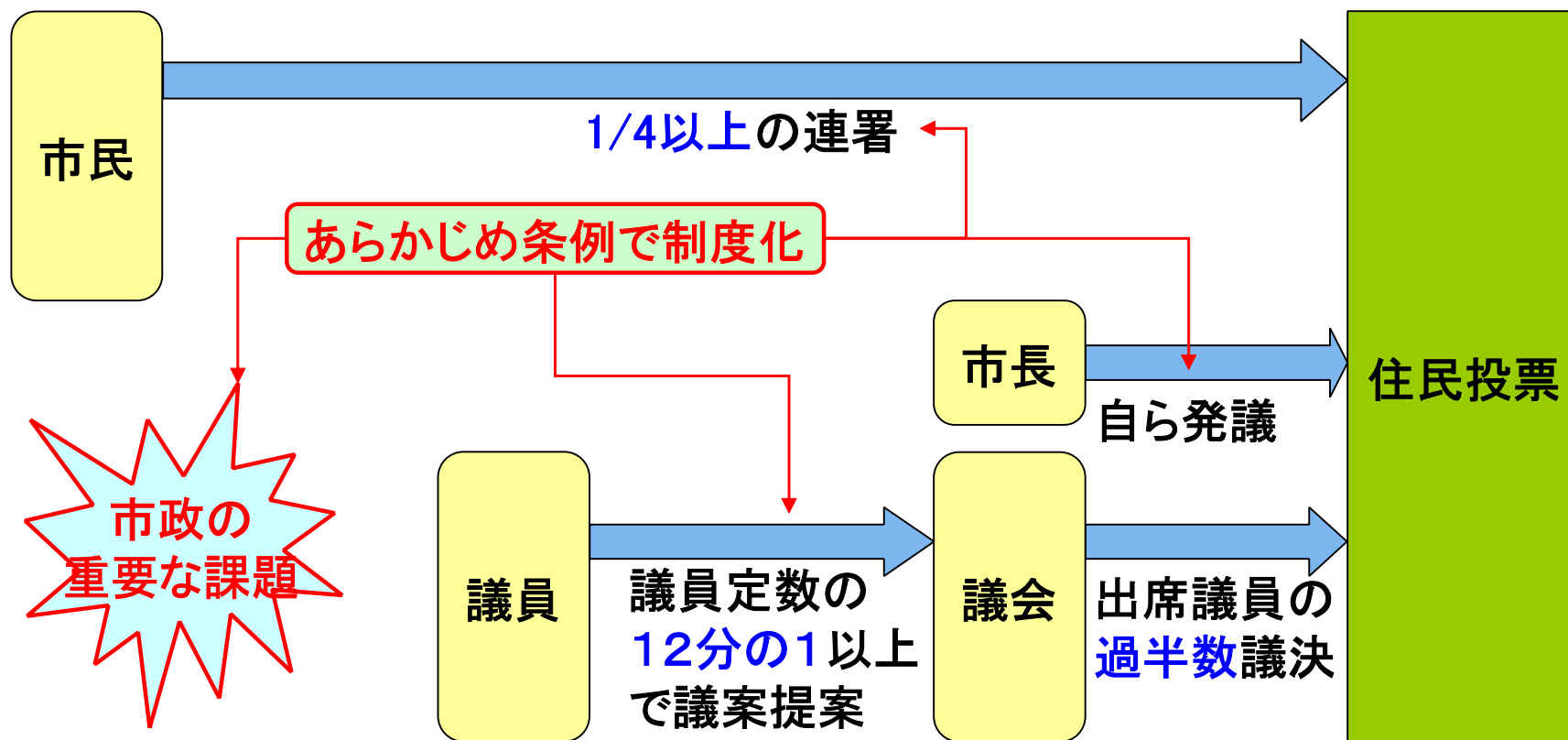
# 地方自治法の条例制定ルール

事案に応じて個別設置型住民投票条例を制定するには



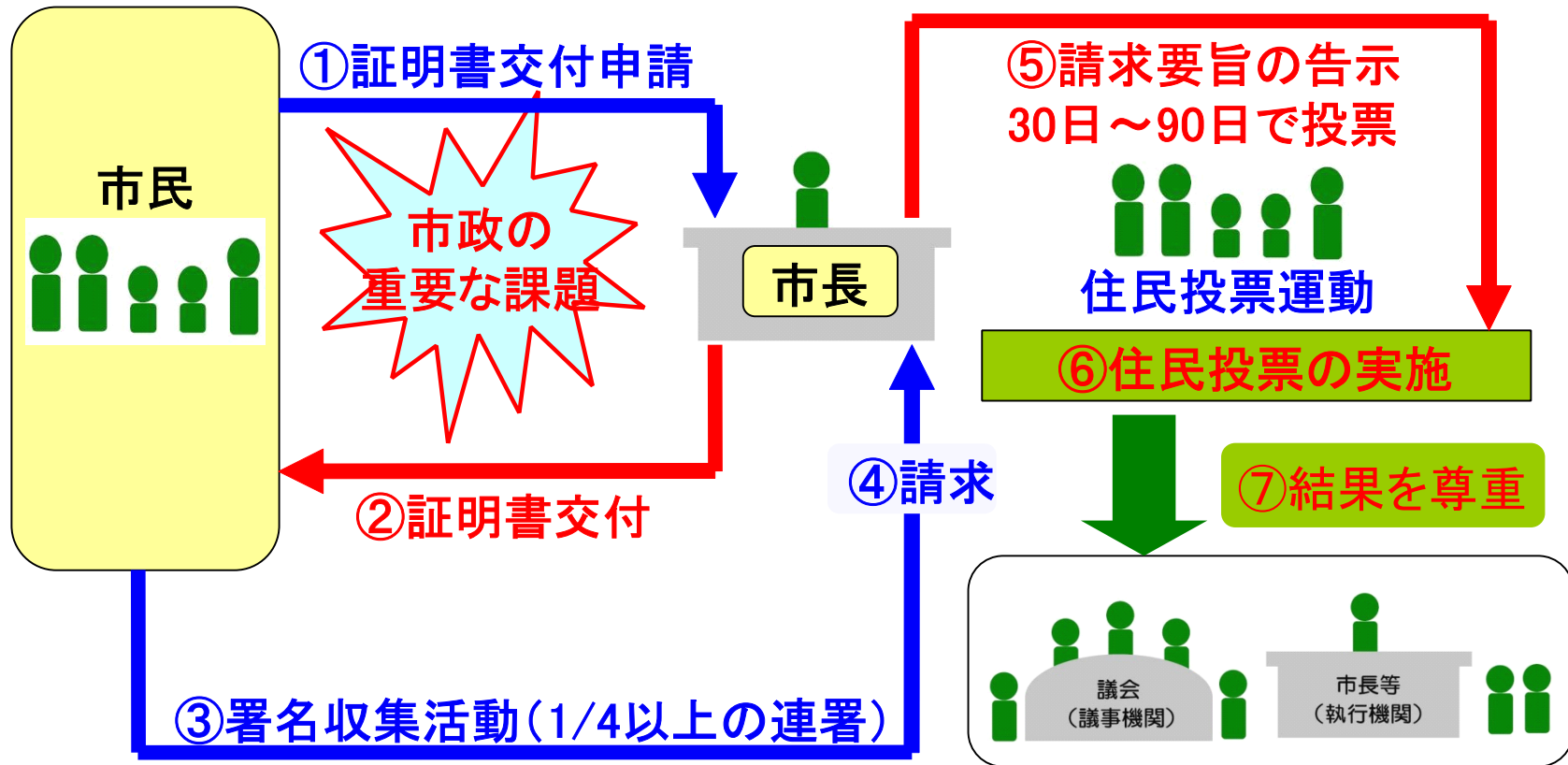
# 常に制度がある場合のルール (常設型住民投票条例 行政素案)

手続をあらかじめ常設型住民投票条例で制度化しておけば



# 住民投票までの流れ

常設型住民投票条例により市民が請求する場合 行政素案





# 住民投票制度を考える会 検討結果 (平成22年度)

## 常設型住民投票条例

※ 市民が市政に関わるための手段の一つとして住民投票制度の手続を具体的に定めたもの

## 常設型住民投票条例が必要な理由(住民にとってのメリット)

- 議論を重ねたが合意に至らない場合、最終的に住民投票で解決することが市民の市政への参加の保障として必要。
- 直接請求によっても、重要な課題が発生した時点で住民投票を行うことは可能だが、市民と議会の間で利害が対立するような場合は議決を得ることが極めて難しく、市民の権利の保障としては弱い。
- 一定以上の署名による民意に対して、住民投票の実施を確約する制度が必要。
- 住民投票制度の創設は議会制民主主義の否定ではなく、また、4年間という首長、議員の任期は市民からの白紙委任ではない。

※ 苫小牧市の現状では、緊急に住民投票条例が必要な状況とは考えにくい。  
だからこそ冷静で慎重な議論を行い、使いやすいが濫用できない、  
市民にとって本当に有効な住民投票制度を構築することが可能である。

# (参考)住民投票制度の検討経過

平成21年9月 住民投票制度の在り方について考える市民フォーラム  
基調講演、パネルディスカッション

平成21年10月～12月 住民投票制度の在り方について考える市民ワークショップ  
市民によるワークショップと意見交換(計6回)

平成22年9月～平成23年1月 住民投票制度を考える会  
苫小牧市の住民投票制度の在り方について検討(計5回)  
住民投票制度についての検討結果(提案)(平成23年3月)

平成24年10月～平成25年3月 苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会  
住民投票条例に規定する基本的事項について検討(計6回)  
住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書(平成25年3月)

平成25年9月 住民投票制度行政素案の公表

平成26年2月 市民自治推進会議への住民投票制度行政素案の諮問 **現在審議中**